

平成21年度6月議会 一般質問 Q&A

平成21年度6月議会一般質問内容

1. 大垣の農業について
2. 子育て支援について
3. 介護保険新認定制度について

質問

1. 大垣の農業について

食料自給率40%を切る中、食の安全性が脅かされ、日本の農業再生は喫緊の課題になっています。更に、環境保全や治水対策からみても農業が果たしている役割は大きいわけですが、大垣の農業就業者の実態は、05年の国勢調査で65歳以上の人が61%と高齢化が進み、15歳から29歳までの農業就業者は2.7%にすぎません。後継者がいない最大の要因は、再生産や農家経営が成り立つ農産物の価格補償や所得保障がないためといわれています。国は長年減反政策をとる一方、農産物の自由化等で結果的には日本の農業をつぶしてきました。そして今進めている大規模化・合理化を第一とする国の農業政策では、小規模の稲作中心の兼業農家でしめる大垣市の農業の継続・発展は困難といわれています。

農業については、全く素人の私ですが、65歳以上の農業就業者が6割以上を占めていると聞いて、後10年も経てば、大垣の農業はどうなるのか、と心配になり、今回質問することになりました。

- (1) 大垣市の農業の現状について、減反はどの程度行われているのか、また問題の耕作放棄地の実態を明らかにし、その原因と対策を明らかにしてください。
- (2) 高齢化している大垣市の農業就業者の現状と後継者対策について明らかにしてください。
- (3) 地産地消の推進についてです。1年前の3月議会で、食の安全の問題で地産地消の推進を求めたわけですが、その時は地産地消の推進は朝市など直売所の活動を意味していて、学校給食の地産地消については具体的には何も見えてきませんでした。その時は大垣の農業について全くと言っていいほど分かっていなかったわけですが、その後、大垣市地産地消推進研究会が出した提言を読ませてもらい、大垣の農業の特徴や地産地消を学校給食にまで導入するには、様々な課題をクリアする必要があると思

いました。高齢化する生産者の後継者問題や16000食の給食を提供する大規模給食センターへ納入するためには、地場農産物をどう確保するのか、また生産者と給食センターの間に、流通とか加工食品業者との連携がないと、大垣の子供達に地元で取れた食材を提供するためにはいくつかのクリアしなければならない課題が見えてきました。しかし、逆に考えると学校給食が地産地消で賄えるようになるということは、それに答える農業の振興が必要であり、また地元の加工業者の連携や流通など地域経済の活性化につながる問題であるということになります。大垣市地産地消推進研究会の提言が本当に実践化されると地域経済にも大きなプラスになるのではと期待するのですが、これにたいする市当局の見解と実現に向けて大垣市の役割は何か明らかにしてください。

答弁

大垣の農業について、ご答弁申し上げます。

農業経営の現状は、安い農産物の輸入等により大変厳しい状況にあり、安定的な農業経営の実現には、付加価値の高い、競争力のある農産物生産を行うことが必要で、県の「ぎふクリーン農業」の基準をもとに、減農薬・減化学肥料による「れんげ米」「なし」などの生産を推進しているところです。

減反は、需要に応じた米の生産調整をすることにより、米価維持を図っているもので、その面積は、平成20年では市内農地の4割にあたる約1,100ヘクタールで、その内、小麦・大豆・蜜源れんげ等が約900ヘクタール作付けされております。

耕作放棄地につきましては、「2005年農林業センサス」において102ヘクタールあり、これは、農業従事者の高齢化や労働力不足等により発生していると考えられております。これら活用されていない農地につきましては、担い手である認定農業者・集落営農組織等への流動化を進めてまいります。

耕作放棄地のうち、すぐに耕作することが困難な雑草繁茂地は、市及び農業委員会における農地パトロールの結果、昨年度では25ヘクタールあり、耕作放棄地解消対策事業等により、解消に努めているところです。

また、農業従事者につきましては、本市においても高齢化が進んでいるため、集落営農組織等における事業活動等を通じて後継者育成に努めてまいりたいと存じます。

地産地消としましては、「おいしいお米消費拡大推進事業」による、ハツシモの消費拡大、「特産品推進事業」による、さといも・ブロッコリーなど特産農産物の育成を進めるとともに、本年から「新規需要米利用促進事業」により米粉の活用

に着手したところでございます。また、生産者と消費者が交流し、安全・安心な農産物の普及・提供につながる、朝市・直売所を広げるとともに、関係機関とも連携し、農商工連携の検討も進めてまいりたいと存じます。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

質問

2. 子育て支援について

小川市政は「子育て日本一」を打ち出してから、4～5年を経過しました。そして年度予算には子どもの医療費無料化を通院では小学校6年生まで、また入院医療費では義務教育終了まで無料にすることを打ち出し、岐阜県下ではトップクラスの施策でした。その後、次々と周辺自治体も医療費無料化を打ち出し、今ではこの西濃地域では入院通院とも義務教育が終了するまで無料ということで、大垣市の先を進んでいる状態です。しかし、あの時期、大垣市が中学3年生まで無料化を打ち出しことは、県全体で子どもの医療費の助成制度が前進した牽引車になったのではと評価しています。願わくば、通院も中学3年生まで無料化されることを願っています。

(1) 子育て支援部

さて、今年度より、子育て支援課から子育て支援部になりました。部創設理由として「子育て日本一」の実現に向けて今後一層の充実・推進を図るため、とあります。「子育て日本一」がキャッチフレーズだけで終わるのではなく、具体的な施策の中に現れるための体制と期待してよいのか、改めて「子育て支援部」とした目的はなにか、また「子育て日本一」をどのように実現していくのかお答えください。

(2) 次世代育成支援行動計画（前期計画）の進捗状況について

今年度は次世代育成支援行動計画（前期計画）の最終年にあたり、また後期計画を策定する年でもあります。次世代育成支援行動計画とは、2003年に成立した次世代育成支援対策推進法に基づき地方公共団体などに対し行動計画が義務付けられました。05年度から5年間で前期計画として策定されていますが、その進捗状況を明らかにし、その評価をお聞かせください。また、後期計画の策定に当たり、大垣市の課題と今後の取り組み方について明らかにしてください。

(3) 公的保育制度を破壊する動きについて

社会保障審議会少子化対策特別部会が2009年2月24日の第1次報告を出しました。待機児童を解消し、多様な保育ニーズに応えるために制度を改めるという名目ですが、実態は現行の公的保育制度を根底から覆す内容になっています。現行制度では、保育を必要とする子どもは全国どこでも保育を受ける権利があり、国と自治体は保育を実施する責任があります。しかし、今回の第1次報告ではその公的責任をなくし、保育の実施主体を民間中心とし、保護者と民間事業者が直接契約を結ぶというものです。厚生労働省はこの報告を元に、児童福祉法「改正」案を来年国会に提出するとしています。

日本の保育制度は、保育料は所得に応じて決まる応能負担ですが、子供たちが受ける保育水準には差はありません。そして、その保育水準は国が定める最低基準で一定水準以上が保障されております。たとえば、子どもの数と保母さんの配置は0歳児で3：1、1～2歳児で6：1、3歳児で20：1といった基準が定められており、この保育水準を確保するため、保育運営費を国と自治体が保障しているわけです。

しかし、今回提案されている「新たな保育の仕組み」は、保護者と保育事業者との直接契約で市町村の役割は、必要保育量（時間）を認定し補助金を給付するというもので、今の介護保険制度と同じスタイルになるわけです。両親がフルタイムであれば8時間保育、しかしお母さんがパートであれば1日4時間保育といったように、両親の勤務形態で様々な保育時間が設定されるようです。給食についても、今は最低基準で調理室の設置が決められ、給食がありますが、新方式だと、給食も食べる子と食べないで帰る子などが出てきて、給食費はオプションで実費ということになってしまうのではないのでしょうか。

大垣市は幼保園化を進める際に、保育者の配置にしても給食にしても児童福祉法で定められている最低基準を前提としており、幼稚園と保育園が合体して、幼稚園の子どもたちは自校方式の給食を食べることができるようになりました。また、幼稚園基準では35：1の配置基準を3歳児では20：1で配置され、私は大垣市の幼保一元化に対して評価しています。

しかし、この「新たな保育の仕組み」では、その財政的補償はなくなるので、「子育て日本一」といっても、大垣市すべての子どもの健やかな成長をめざす子育て支援は難しくなります。

今進められようとしている公的保育制度を崩す動きについて、大垣市の見解をお聞かせください。

答弁

子育て支援について、ご答弁申し上げます。

はじめに、本市では、子どもたちが輝き、子育て家庭が安心して子育てができる「子育て日本一のまちづくり」を目指し、幼保園5園、保育園12園、幼稚園12園、合わせて29園の施設管理、運営の強化をはじめ、子育て支援策を総合的に推進していくため、本年4月に福祉部から子育て部門を独立させ、子育て支援部が創設されたものでございます。

次に、前期の次世代育成支援行動計画につきましては、平成17年度から21年度の5か年の計画で、本年度が最終年度となります。計画の進捗につきましては、現在までに247事業中未着手事業もなく、本年度において、概ね達成できる見込みでございます。

また、平成22年度から26年度の5か年計画となります後期行動計画につきましては、子育てサロンの充実をはじめ、子育てに関する悩みや不安に対応していく環境整備など、前期行動計画の評価や昨年度において実施してまいりましたニーズ調査の結果を踏まえ、国の行動計画策定指針に基づき広く学識経験者等で組織する策定評価委員会を設置し、ご意見をいただきます。

その後、パブリックコメント制度を活用し、市民の皆様からのご意見もいただきながら、行動計画を策定してまいりたいと存じます。

次に、国の社会保障審議会少子化対策特別部会の第1次報告に対する本市の見解についてでございますが、この部会は次世代育成支援のための新たな制度体系の設計のために、平成20年3月に検討が開始され、「これからの保育制度のあり方」等について、21年2月に中間的なとりまとめとして、報告されたものでございます。

今後、国、県の動向を見ながら、情報収集を行うとともに、十分に研究してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

質問

3. 介護保険 新認定制度について

4月からスタートした介護保険の新認定制度は、第1次審査のコンピューターのソフトを組む段階で軽く判定されるように数値が操作され、また調査員が調査項目をチェックする場合、ペテンと言ってもおかしくないような調査方法が出されていきました。1例を挙げると、要介護5などの寝たきりのケースで、食事の摂取が胃漏で行っている場合、食事介助は行っていないからと食事介助は「自立」という項目にチェックすることになっていきました。あまりにも実態と違うからと「自立」を「介助されていない」という表現に変わりましたが、コンピューターのカウントは自立と同じ扱いであるため、介護認定は介護度3など軽く

出てしまうわけです。

このように、今回の介護認定では全体として軽くでるようになっており、このことが国会で問題になり、異例の見直しとなりました。

しかし、見直しの結果がどう出るか分かりませんが、厚生労働省の担当者は新制度について「適正で問題ないと考えている」と表明しており、根本的な見直しがされる保証はありません。本当に介護認定が対象者の状況を正確に反映させるためには、調査員が記入する「特記事項」や医師の「意見書」が重要な役割を果たすこととなります。介護認定は自治体の責任で行われますので、以下について質問します。

調査項目だけの第1次審査ではおのずと軽度に出てしまい、認定を受ける対象者の状況を正確に反映させようとするならば、調査員は「特記事項」でコンピューターでは測れない部分を「特記事項」に記入することになっています。別の言い方をすると、調査員の「特記事項」と医師の意見書があってはじめて正確な状態が反映されるといってもおかしくありません。その結果、調査員の質的なレベルが今まで以上に求められます。それを担保する対策がとられているのか、お聞きします。また、「特記事項」の記述に要する作業は、今までと比べてその負担は大きく、調査員の責任は重大と考えますがいかがですか。

答弁

介護保険新認定制度について、ご答弁申し上げます。

今回の要介護認定基準の見直しは、申請者に係る情報に基づき、介護の手間をコンピュータにより推計する一次判定について、より適切な介護方法等に反映するために調査項目の一部が改正されたものでございます。

このため、調査員による訪問調査では、身体の状態はもとより、普段介護を行う上で困っておられる具体的な内容などについて、詳しく聞き取りを行い、客観的に評価するとともに、特記事項等に反映することが重要であると考えております。

また、本市では、今回の要介護認定基準の見直しを踏まえ、調査員の質の向上を図るため、県が主催する研修会に加え、市独自でも研修会を開催し、指導してまいりました。

市の審査会事務局に提出される調査書につきましては、審査会へ諮る前に、内容の確認を行い、必要に応じ調査員に聞き取りを行うとともに、申請者の情報が正確に漏れなく伝えられるよう努めております。

今後とも、適正な要介護認定に向け取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

